

令和7年第3回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和7年9月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

15番 松村幸治	16番 吉田稔
----------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒卷達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾  
財政課長 藤 井 信 良

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁 喜

議会事務局次長 松永 祐子

議会事務局係長 大塚 久史

議事日程

- 日程第 1 市政に対する一般質問
- 日程第 2 議案第 56 号 令和 6 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第 57 号 令和 6 年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第 58 号 令和 6 年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 59 号 令和 6 年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 60 号 令和 6 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 61 号 令和 6 年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 62 号 令和 6 年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 議案第 63 号 令和 6 年度阿波市農業集落排水事業会計決算認定について
- 日程第 10 議案第 64 号 令和 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 11 議案第 65 号 令和 7 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 12 議案第 66 号 令和 7 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 13 議案第 67 号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 68 号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 69 号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 16 議案第 70 号 阿波市土柱自然公園及び阿波市休養村ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 1 7 議案第 7 1 号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
改正について

日程第 1 8 議案第 7 2 号 阿波市公民館条例の一部改正について

日程第 1 9 議案第 7 3 号 阿波市教育集会所条例の一部改正について

(日程第 2 ～日程第 1 9 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

6番武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） おはようございます。

それでは、早速ですけれども、議席番号6番、志政クラブ武澤豪、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は大きく2点です。

まず、1点目、マイナンバーカードの有効期限に伴う更新等について質問を始めます。

マイナンバーカードは、平成28年、2016年より本格運用が始まり、2021年より健康保険証との一体化が開始され、利便性が向上される一方で、様々な情報が交錯し、いまいち登録者数も全国的に伸び悩んでいる状況でもあると私は感じます。

そもそもマイナンバーカードの意義が、行政手続における利便性の向上、本人確認書類としての利用、今後見込まれる民間サービスでの活用、社会保障など、多岐にわたるとありました。

例を挙げれば、住民票や印鑑登録証明書などが近くのコンビニで交付ができるようになったこと、保険証と一体になることによりマイナポータルで過去に健康保険で受診した医療費の情報を確認できたり、医療機関の受診履歴、処方された薬の情報も閲覧できるマイナ保険証、そして今年から開始されたマイナ免許証などが挙げられます。

そんなマイナンバーカードですが、カードに内蔵している電子証明書の有効期限が5年、カードの本体自体は10年の期限があり、書換えが必要となっており、手続の内容も変わっているようです。

では、最初の質問として、マイナンバーカードの更新の手続の方法はについて、稲井市民部長に答弁願います。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） おはようございます。

武澤議員の一般質問1問目、マイナンバーカードの有効期限に伴う更新等についての1点目、マイナンバーカードの更新の手続の方法はについて答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードは、平成28年に制度開始し、今年度はマイナンバーカード発行から10年目に当たり、初めて発行した平成28年1月から今年7月末までの累計発行枚数は3万1,713枚となります。また、有効保有枚数は2万7,214枚で、本市人口に占めるマイナンバーカードの有効保有率は79.6%となっております。

マイナンバーカードは、本人確認書類としての利用のほか、健康保険証や運転免許証などの機能、またe-Taxなどの電子申請やコンビニにおいて住民票や印鑑登録証明書の交付などの窓口に行かなくても行政手続ができるなど、日常生活の中で利用できるシーンが広がってきております。

議員ご質問のマイナンバーカードの更新の手続の方法についてでございますが、マイナンバーカード本体の有効期限は10年、18歳未満の方は5年となっておりますが、カードに内蔵している電子証明書の有効期限は5年となっており、それぞれ手続の方法は異なっております。

最初に、10年目のマイナンバーカード本体の更新手続につきましては、誕生日の3か月前から行うことができますが、有効期限の約3か月前に地方公共団体情報システム機構から更新通知が送付されますので、同封の申請書を利用させていただくようお願いをしております。

また、申請手段といたしましては、市民課窓口で申請する方法、郵便で申請する方法、携帯電話やタブレットで申請用ウェブサイトから、いつでも、どこでも、簡単に申請ができる方法がございます。

申請時に必要な書類といたしましては、個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書と顔写真が必要ですが、窓口において写真の撮影も行っております。

また、本人確認書類として顔写真付書類に加え、もう一点、健康保険証等ご持参いただければ、カードを書留郵便で送付することも可能でございます。

次に、5年目の電子証明書の更新手続についてでございますが、これは市役所市民課窓

口に限っての受付となっております。

更新には、現在お持ちのマイナンバーカードと、当初、カード交付時にご自身で設定していただいた6から16桁の英数字から成る署名用電子証明書の暗証番号、4桁の数字から成る利用者証明用電子証明書の暗証番号と住民基本台帳用暗証番号が必要となりますので、あらかじめご確認をいただきますようお願いをいたします。

また、電子証明書の更新において、ご本人が手続をするために来庁できない場合には、送付された照会書兼回答書に申請者が必要事項をご記入をいただき、同封の封筒に封印することで、代理人が本人に代わって申請することもできます。

窓口でマイナンバーカード本体の更新をされた方は、申請手続後、1か月程度で新しいカードが出来上がりますので、申請時に決めていただいた受け取り方法でお受け取りをいただけます。

郵便での受け取り希望をされた方には書留郵便でご自宅に郵送し、窓口での受け取りを希望された方には市役所から通知をいたしますので、本人確認書類をご持参し、ご本人が来庁していただくことになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 稲井市民部長に答弁いただきました。

非常に分かりにくいという一言に尽きます。

答弁の内容で、文言だけでは非常に分かりにくいので、私なりに答弁の内容を独自に図にしてみました。こちらになります。（パネルを示す）今の答弁を抜粋して、こういうふうに表にしたわけなんですけれども、要約していいますと、マイナンバーカードの有効期限は10年、18歳未満の方は5年、電子証明書の有効期限は5年です。それと、誕生日の3か月前から手続の案内通知が送付される。また、マイナンバーカードの本体の有効期限の書換えの場合は市民課窓口、18歳の方も市民課の窓口、もしくは郵送、ウェブで対応をしてくれます。ただ、電子証明書の有効期限については、市役所の市民課窓口のみという形になっております。その他、必要書類等多々あるようなので、細かい内容については、書換えの際は市民課に問い合わせるほうが賢明のようです。

忙しい中、来所される市民の方に、二度手間、三度手間にならないように、少しでも分かりやすく理解していただけるよう、担当課には努力をよろしくお願いいたします。要望いたします。

では、再問に入ります。

マイナンバーカードの発行から10年目に当たることで、多くの方が更新手続きをしなければいけません。

申請時より10年経過することで、当初、申込みの時点から携帯電話の使い方が苦手という方もいらっしゃる、免許証を返納したので車で行くことができないなど、様々な要因が発生し、書換え自体がなかなか行えない事態が容易に想像できると思います。

このような方々に対して、どのような対策を立てるのが重要になってきます。

現在、郵便局などの民間企業では、マイナンバーカードの交付申請の受付事務や電子証明書の更新、暗証番号の初期化などの業務や新規発行、紛失届の受付業務などを業務委託することで、各郵便局において手続きをしていただけるようになるようです。

では、再問として、マイナンバーカードの手続などを外部に委託してはどうかについて答弁を願います。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 武澤議員の一般質問1問目、マイナンバーカードの有効期限に伴う更新等についての再問、手続等を外部に委託してはどうかについて答弁をさせていただきます。

現在、本市におきましては、平日に来庁することが困難な方のために2か月に1回程度、日曜日の午前中にマイナンバーカードの申請と更新などを行う休日窓口を開設しております。

また、来庁すること自体が困難な方のために、施設に担当者が出張し、申請手続を行う出張サービスを行っております。

そのほか、市内4か所の郵便局におきまして、マイナンバーカードの交付申請業務を委託しているほか、介護保険施設などの入所施設や支援団体が申請サポートをする場合に報償費を支払う事業も行っております。

議員ご質問の手続等を外部に委託してはどうかについてでございますが、マイナンバーカード事業につきましては、昨年度は会計年度任用職員1名と人材派遣1名にご協力いただいておりますが、今年度につきましては、会計年度任用職員を1名増員し2名とし、よりきめ細やかな支援が行えるような体制を整備しております。

今後、高齢化がますます進行し、5年の電子証明書更新や10年のカード本体の更新に当たりまして窓口に来庁することが困難な方が増加することが見込まれますので、郵便局

での申請サポートや休日窓口の広報、普及を行うとともに、電話や来庁時において、支援が必要な方にマイナンバー制度やサービスに係る説明などを丁寧に行い、申請者の負担軽減を図るよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

市役所では、平日に来庁することが困難な方のために2か月に1回程度、日曜日の午前中に休日窓口を開設している、また来庁自体が困難な方に対し、施設に担当者が出張し申請手続を行う出張サービス、介護保険施設などの入所施設や支援団体が支援サポートする場合に報償費を支払う事業も行っているとのことでした。

郵便局に対して交付申請業務を考えられているようですけれども、先ほど述べたように、電子証明書の更新、暗証番号の初期化など、マイナンバーカードの委託業務のほかにも、郵便局の機動力を生かし、日頃の配達経験から空き家の調査を行うことができる、独居老人の方の見守りサービス、専用の器具を設置することで水道メーターの検針も行えるとの資料もありました。

少子・高齢化が進んでいる日本では、現状の住民サービスの継続も難しくなる未来がやっけてまいります。将来を見据え、住民サービスの低下を招かないように、選択肢の一つとして検討を進めていただければと思います。

以上で1問目の質問を終わります。

2問目に入ります。阿波市役所の電気代についてです。

ニュースでは、最低賃金の上昇や株価の最高値の更新など、景気がよさそうな話が出ておりますが、そこは私が思うに一部の方のみの実感であり、実際は思うような好循環であるとは言い難いと思います。

農家にとっては、今年に限れば、お米の販売価格に関してはやっくと生産原価以上の売上げになり、ほっとできる年ではあります。私も農業に従事して18年になりますが、初めての経験です。

しかし一方で、消費者の方は、お米を含めほとんどの食料品が値上げされ、生活に欠かすことのできないガソリンや電気などの生活インフラも上がる一方で、どの家庭においても頭の痛い状況が続いております。

阿波市においても同様に、多くの施設を運営し、職員の方々が少しでも出費を減らした

め努力をされていると思います。

では、最初の質問として、阿波市の電気代の推移について答弁願います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 武澤議員の一般質問2問目、阿波市役所本所の電気代についての1点目、電気代の高騰が言われているが、市役所の電気代の推移はとのご質問に答弁をさせていただきます。

本庁舎の電気料金につきましては、令和4年度は2,103万6,826円、令和5年度は2,262万3,237円、令和6年度は2,572万5,161円となっております。

また、令和7年度の7月末時点では851万5,188円となっており、前年度の同時期より79万4,041円増加しているところでございます。

電気料金の高騰につきましては、昨今の猛暑による外気温の上昇が大きく影響しているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

令和4年度は約2,103万円、令和5年度は約2,262万円、令和6年度は約2,572万円、令和7年度は、7月末時点で前年度の同時期より約80万円増加しており、恐らく2,800万円程度になると想像できます。

今年も酷暑が9月現在も続いており、気象庁の3か月予報でも気温が高い予測がされており、ほぼ毎日熱中症警戒アラートが発表されるなど、今後も、毎年、最高気温を塗り替える夏が増えてくるのは容易に予想できます。

答弁にもあったように、猛暑による外気温の上昇はもはや避けることはできません。

では、再問として、高騰する電気代の削減に対してどのような取組が行われているのかについて答弁願います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 武澤議員の一般質問2問目、阿波市役所本所の電気代についての再問、電気代の削減に対する取組はについて答弁をさせていただきます。

本庁舎は大規模な施設となるため、会議室や個室となる執務室を除き、空調機器の集中管理を行い、適切な温度設定に努めております。

また、契約電力を超えることがないようにデマンド管理で制御し、電気使用量を抑制しております。

加えて、ノー残業デーの実施や昼休みの電灯の消灯など、積極的に節電対策を行い、地球温暖化や歳出削減につながるよう努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

適切な温度設定、ノー残業デーの実施、昼休みの消灯など、できる限りの省力化が行われているのが分かりました。

阿波市では、今後の市政運営に対し行財政改革を実行しており、少子・高齢化社会の中でも持続可能な社会存続に向け行動中です。

職員の方々の努力でも、電気代などの光熱水費は下がるどころか上がっているのが現状です。

我々阿波市議会においても、来年の市議会議員選挙では定員を2名削減し、少しでも市の負担を軽減する決定をいたしました。

今後、市役所や支所のさらなる省力化、学校を含めた市の運営施設の統廃合など、身を切る改革は待ったなしです。当然、この阿波市役所庁舎も、民間に貸し出すなどの措置も講じられる可能性も考えられます。

現在では、1階から3階まで吹き抜け構造ではありますが、この吹き抜け構造は非常に電力消費が増加する、また上の階から下の階を見ることができ、一部の市民の方からはプライバシーの侵害ではないかとの声も、私には指摘されております。吹き抜けをなくすことで、電気代の削減やプライバシーの侵害を減らすことはできますが、多額の初期投資が必要なこと、消防法などで火災発生時の対処など課題は多くあるものの、将来の限られた財源を有効に使うためにもご一考をお願いして、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番檜原浩二君の一般質問を許可いたします。

2番 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） 議長に許可をいただきましたので、ただいまより質問させていただきます。

私が最後の質問者ということでありますので、今回は2問ですね。阿波市行財政改革推進プランについてと、新、現ごみ処理施設についての2問の質問を出しております。

まず1問目ですね。

本市も、平成17年4月1日に市町村合併して阿波市が誕生して、本年度より21年目を迎えております。住民サービスの低下を招かないよう、合併市町村に関わる財政支援措置を活用しながら、令和6年度まで財政の健全維持を図ってまいりました。

しかしながら、今年度で合併特例債の活用も終わります。

今後は、令和の行財政改革を、市民サービスを落とさないよう、さらに推進することが重要であると考えます。

行財政改革の取組は、公共サービスの向上と市民と行政の協働、職員の意識改革と能力向上など、行政や公共サービスの在り方について、常に新しい視点に立って見直すため、不断に行う必要があると考えます。

特に、平成12年の地方分権一括法案の施行以来進められてきた地方分権改革は、地方公共団体の自主性と自立性を高めることによって、地域サービスの向上につなげる改革であり、地域のことは地域の実情に応じて地方公共団体が決定し、役割を担えるよう仕組みが改められ、これまでに増して、自らの判断と責任において行政を担っていくことが求められております。

そのため、地域の知恵と力を結集し、住民の理解を得ながら、行財政運営を行う協働のまちづくりの推進が最重要であります。

阿波市も、今年度から阿波市行財政改革推進プラン2025に取り組んでおられます。

そこでお尋ねいたします。

市民サービスに影響を及ぼさない計画の概要について、それとどのような工夫を凝らしたのか、併せて坂東理事にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 檜原浩二議員の一般質問1問目、阿波市行財政改革推進プランについて幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の市民サービスに影響を及ぼさない計画の概要についてでございますが、本市では、急速な人口減少、少子・高齢化社会の到来に伴い、将来的な市税や地方交付税の減少、社会保障費の増加や老朽化した施設の整備、再編、新ごみ処理施設の整備への対応など、行財政運営を進めていく中で非常に大きな課題がございます。

この大きな課題を克服するため、行財政運営の基本方針を定めた行財政改革推進プラン2025が本年4月1日より始動したところでございます。

プランでは、効果的かつ効率的な行財政運営、市役所の変革、持続可能な行財政運営の3本の柱を基本方針として、公共施設の再編、統廃合、DXの推進、職員の資質向上、意識改革など、32の取組を行うことにより、効果的かつ効率的な行財政運営を目指すとともに、市民の皆様の利便性の向上を図るものとなっております。

今後、行財政改革の取組を進める上で市民の皆様のご理解とご協力が欠かせないものと認識しており、各種団体、民間企業を含め皆様のご意見を十分にお伺いし、行財政改革をしっかりと進めてまいります。

次に、2点目のどのような工夫を凝らしたのかについてでございますが、行財政改革推進プラン2025の実行に当たっては、担当課の垣根を越え、全庁挙げて取り組む必要があることから、公共施設等の適正配置、適正管理やDXの推進に係る部局横断的なプロジェクトチームを立ち上げております。

プロジェクトチームの取組の一例を挙げますと、公共施設等の適正配置、適正管理を担うプロジェクトチームでは、単に施設の統廃合のみを検討するのではなく、阿波市内の施設全体の老朽化度や利用状況を考慮し、市民の皆様の利便性の向上や施設利用率の向上につながるような検討も重ねているところでございます。

また、持続的な行財政改革を進めるためには、人材の育成が欠かせないものと考えており、政策立案力の向上を目的とした政策立案研修会や、持続する健全な財政運営に向けた財政研修会を開催し、限られた人員で高度化、複雑化する行政課題に対応できるよう、人材の育成に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） ありがとうございます。

ここに資料はあるんですけど、行財政推進プラン2025の中身を見ましたけど、なかなかハードルが高いようなんですが、今までの分析、将来への予想も取り入れた計画であ

り、ぜひ実行していただきたいと思います。

次に、市長に再問いたします。

市長の目指す市民が主役の行財政改革とは。お願いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 樫原浩二議員の一般質問の1問目の再問、市長の目指す市民が主役の行財政改革とはについて答弁させていただきます。

私が阿波市長に就任させていただきまして、おととしの4月24日から市民が安全・安心で、市民が主役のまちづくりの構築のために、今日でちょうど868日ということがございます。その間、全てを市民の主役のまちづくりのために傾注してきたつもりでございます。そして、市民が主役のまちづくりについて、3つの要素が大事だと、これいつも職員にも言っております。

そういった中で、1点目が財政の健全化、今回の議会で健全化判断比率の指標を示しながら議案で提出しておりますが、いろんな財政をはかるような指数がございます。これが全てとは申しませんが、こういったことにおきましては、樫原浩二議員も言われたように、今、一定の範囲内で割と健全なところを保っていくと。しかし、問題はこれからだということだと思います。

2番目として、行政サービスの質の向上をするためには、樫原浩二議員も言われましたように、市民の声を聞くというのが一番で、聞く中には公共性と公益性を判断しながら聞くと、個人のことでないと、阿波市民の公共性の話だということ判断して聞くということが2番目でございます。

それと、3番目は、毎日変化しております時代の変化への対応といたしまして、最近は、先週の質問にも出ましたが、スマホとかインターネット、いろんなものでリアルタイムで情報が入ってきます。これも正確なものか、どんなものか見極めながら、自分の中で整理して活用していくといった中で、今、グローバルな技術革新、そして安全・安心な国土強靱化、そして8月ですか、先月、通年通り、国においても、概算要求というんが毎年8月末で締め切るわけなんですけど、財務省が、今年は122兆4,454億円といたしまして、120兆円超えたのは初めてだという要求でございまして、去年も8月の概算要求時点では117兆円ということで、最終的には年末に財務省がカットといいますか、調整しながら2兆4,000億円ほど削減して、115兆円という通年予算に落ち着いております。今、国の状況が混沌としておりますので、こういった部分に重点を置いてということも、

いろんなどころから報道がありますので、正確な情報を得ながら取り組んでいくということが3点目の大事なことだと思います。

そして、樫原浩二議員も言われたように、行財政改革とは、地方公共団体の財政状況を改善しながら、行政運営の効率化と市民サービスの両立を図っていくということを全職員が認識するというのが、先ほど理事のほうからもありましたが、研修会など開いて、幹部職員と言いが適切なのか分かりませんが、今年入った職員までが行財政改革を意識することが一番かと考えます。

そして、私これちょっと話それるんですけど、今年、今、皆メジャーリーグ、野球好かん方もおると思うんですけど、イチローという選手がおります。平成4年にオリックスに入団して9年間、その後アメリカに渡って、アメリカで、日本でですかね、日本で1, 278本、アメリカで3, 089本、そして合計で4, 367本。イチロー選手、私好きなんですけど個人的に、こういった中で、日本人で初めてアメリカの名球会に今年入ったということで、何が言いたいかといいますと、彼がよく使っている言葉が、今、高校生の女子野球等いろいろなアマチュアの方と接しておりますが、職員にも事あるごとに言ってますけど、努力したり、仕事と思ってやっている者は、好きでやっている者にはかなわんということであって、行革も含めて仕事を好きになってくださいと。こういった働き方改革の時代の中で、仕事を好きになることによって、努力とか、義務感とか、自分の仕事っていうことをかなりはるかに上回ります。仕事を好きになることによって、休日も自己研さんする時間も生まれてくるし、こういったことで市民の声も聞くようになります、お休みにも。こういったことを常々言っております。

先ほど、理事から答弁もありましたように、行財政改革の推進プラン2025については、理事からも答弁いたしましたように中身は盛りだくさんで、これを実行することによって、持続可能な阿波市が生まれてくると思っております。

それと、先ほどの質問で武澤議員も言われましたように、身を切る改革ってこれオーバーではないんですけど、こういった意識もこれからは行財政上必要かなと考えております。

こういった中で、私の私案ではございますが、今、総務省のほう、国においては、トップランナー方式と申しまして、具体的に言いましたら、政令市とか中核市においては指定管理者制度と違まして、アウトソーシング、市の職員がしなくてもいいところは民間委託、例えば窓口事務の中の一部とか、こういったことによってかなり経費削減とか、この

対応によって、市の職員がどうこう言うんではないんですけど、逆に市民にも、市民対応に対しても相乗効果があると聞いておるので、こういったことを、今、研究するようにも指示をしております。

それと加えて、今、阿波市におきましては、人口減少、少子・高齢化、それと公共施設の老朽化対策、これにおきましてもプロジェクトチームで検討しておりますが、一番要になりますのは、現在、公共施設を統廃合とかする場合にも、利用している方の意見を一番重視して、数の計算だけではなくて、その方たちが納得してくれて初めてこの事業ができますので、そこいらはやっぱり市民の声を聞くということが関連してきます。

それと、新ごみ処理施設につきましても、大きな課題として、今、頑張っているところでございます。

そして、行財政改革の推進プラン2025につきましても、外部委員を集めまして、外部有識者の声を聞いて、前年度の報告とか今後の取組について参考にして、阿波市に見合ったことはやっていくというような姿勢を取っております。

加えて、7回やったんですが、まちづくりミーティングと申しまして、直近では4中学校の生徒会、中学校の話したんですが、4中学校の意見を聞くことによって、できないものもあるんですけど、できることはまた議会のほうに説明してやっていきたいというように考えております。

こういったことも含めて、榎原浩二議員も言われましたように、これからは、いろんな合併に係る財政支援措置ももうほとんどなくなったんで、職員一人一人が危機意識を持ちながら、市民の生活が豊かに、そしてサービスが増すように、これから地道にですがこつこつとやっていきたいということで、議会のほうにもご協力を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 市長、ありがとうございました。

まさに私も同感でございます。市民が主役のまちづくりを推進し次世代に継続していく、そんなまちづくりをお願いして、この質問は終わりにいたします。

次、今議会、最後の質問になります。新と現ごみ処理施設についてでございます。

私、議員になってごみ処理施設については初めての質問をいたします。

私ごとではあるんですが、思い起こせば、昔、うちの父が議員しよるときに、私がごみを捨てているときに、浩二、これから大変なことになるぞと、燃やさんやり方やと、分別

せなあかんぞと。わしも小っちゃいながら飲食店をしてみましたんで、出すときにこれ分別せなあかん、大変じゃなっていうふうな思い出があります。

その父ももう他界して、私が、今現状まさかまさかの議員になって4年目ですけど、昨今、この頃、新聞とかテレビ等で、阿波市が話題になっているようになってんんですが、市民がいろいろなことを心配されとると思うんです。

私は今回、ごみ行政についてはいろんなお歴々の先生方がご質問されましたので、そういったことは控えまして、市民の方がどういうふうになっとるか、今現状。私も市民の方と話すときもあるんですが、現状ではそんなに、ごみも普通に出せますから、そこまでの危機感はないんですよ。しかしながら、ごみが出せんようになった場合、非常に困るというふうな意見もあります。

今現状、市長は先ほど申し上げたように、市民が主役のまちづくりを推進されとるということなんで、今現状、私の質問と言ったらおかしいんですが、市長は、今現状、市民に対してどのような思いで今後ごみ行政をやっていくのかについてお答えください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 樫原浩二議員の一般質問の2問目、新、現ごみ処理施設について答弁させていただきます。

この1か月間、いろいろ新聞をにぎわしておりますが、ちょっと話が長くなるんですけど、ごみ処理施設っていうのは、全国で1,000を超えてあるわけなんです。そのうちで9割を超えて、ストーカ等焼却をしております。

うちの状況を言いますと、変化がありましたのは、前は川島町でごみ処理をしておりました。そういった中で、2市2町で、吉野川市、阿波市、板野町、上板町でごみ処理施設をしとったのが、7年前の6月に吉野川市のほうで、吉野川市だけでごみ処理施設やっていきたいというような報道がありまして、議決におきましては、おととしの6月議会で、吉野川市のほうで脱退議決をして、7月末をもって脱退したわけなんですけど、それからそれを受けまして、平成30年ですか、の8月に阿波市、板野町、上板町で1市2町の新施設整備推進検討委員会を立ち上げまして、もちろん、3市町の副市長、副町長、環境課長、それと阿波市であれば市民部長も入りまして、これからの方向性を決めていきました。

こういった中で、阿波市、1市2町の場合はごみを燃やさない、好気性発酵乾燥方式というのをまず決定して、最終的には、いろんな件の会を重ねながら、令和4年10月に公

募したんですが、これがDBO方式と申しまして、設計、建設、管理運営、20年間を公募したんですが、どこも業者は来なかったということで、そこで検証に入りました。

また、令和3年3月には、1市2町が建設地候補地を持ち寄って、3月に阿波市の阿波町の東長峰というところが建設候補地になりました。

その後、その4年の明るる年の不調を伴いまして再検証するというので、私が令和5年4月に市長に就任してからいろんなことを再検証いたしまして、おととしの10月に、公設民営でやるから公設公営にするということを議員の皆さんにも報告させてもらいまして、承諾をいただいたということで進めてまいりましたが、これにつきましても、今の7月までの施設の最終の期限というのが、平成17年8月から稼働しましたので、今年の7月が20年を迎えるということで、これに建設できてないので間に合わないということで、積替保管施設ということで2年8か月、県外へ搬出するようなことで、よく変更するということも言われましたんですが、こういったごみを持っていくことがないというのが一番いけないので、こういった中で、先週、中野議員にも答えましたが、なかなか一般廃棄物をどこかの処分場に、他県とか他市町に持っていくのはかなり困難だということで、今こういうような状況にあります。私こういったことで、今の土成町、吉野町の地域住民に対しまして、去年と今年で5回で会としては11回、それと、阿波町におきましても2年間で11回の会をさせていただきました。もちろん全て納得というわけではございません。また、宿題もたくさん残っておりますので、ここいらのほうも、枠組みが、現在、決まりましたら、はっきり言いますと、阿波市だけでやっていくのか、脱退した板野町をのけて上板町とやっていくのかと、枠組みが決まりましたら、阿波町のほうも、土成町、吉野町のほうも説明会を来月にはしたいというように考えております。

こういったことで、新聞で見ない場合もありますが、日本全国で1,000あるいろんなごみ処理施設の中で、いろんな東北から近畿、九州におきましても、この問題、言い訳ではございませんが、非常に難しいという、いろんな課題がございます。

ハードルも半分とは言いませんが、少しずつでも前へは進んでいるなということを感じておりまして、今回のハードルを超えたら、また新たな事業推進に向けて進んでいけるというか、進んでいかなければならないということで、完成を令和10年3月31日、そして令和10年4月1日からは新施設での稼働ができて、その際には、現在かなり費用が使われておりますが、そういった費用の分につきましても、施設が稼働しましたら、現在のトン当たりの単価の8割以下で管理運営をしまして、5年間でその分をペイできるよ

うな計画で進めていきたいと思っておりますので、これからも随時ポイントポイントについて丁寧に説明させていただきますので、議員各位の協力もよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） いよいよ最後の質問をいたします。

今回、上板町のほうで今週9月11日か12日に予算計上されて、可決か否決かは分かりませんが、どちらにしても、阿波市も方向性を示してもらわないかんということで、市長も、地元の地方紙の新聞のほうには、月内にはということで、お聞きして紙面に載っております。

やはり、上板町で今回予算を計上されとるのは、あくまで土地だけの分での予算計上なんです。仮称、東長峰ですか、あそこの土地の分だけの予算計上であって、結局は建物、いわゆる本体のほうの予算は計上しない。今回は上板町の町長も、上板町のことなんで内政干渉になるので言いたくはないんですが、言えば、土地だけのほうは可決、したら今度はもう本体が来る。土地のほうが可決されたら、今度はもう執行できるんですよ、予算執行は。予算執行した後に本体のほうの分が来ても、なかなかもう否決はしにくい。そういうふうなことだと思うんですが、阿波市にとっても長々とされても困りますし、やはり、市長にはきちっとした英断を下していただきたい。今議会9月18日までですが、市長にはどういった方向でいくのか、当然にして上板町の議決を聞いてからの話になるんですが、この9月18日には発表していただけないでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 榎原浩二議員の再問に答弁させていただきます。

先週の代表・一般質問でも答弁いたしました。先月の8月8日に板野町が脱退して、上板町も予算の否決といった状態が続いておりますが、先ほども申しましたが、ライフラインのインフラ整備ということで、これも住民全部にご迷惑をおかけするようなことにはいきませんので、上板町長の意見も尊重しながら、私一人で決定できるというようなものではございませんが、9月18日の閉会日には市長としての意見を発表したいと、発表と申しますか、言わせてもらいたいというように思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

以上、答弁とします。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） ありがとうございます。

市長、9月18日、どういうふうな方向性でいくのか楽しみにしておりますし、この今現状の阿波町の建設予定地の方も、最終候補地として令和3年3月12日に決定してから、もうかれこれ4年余って宙ぶらりんの状態になつとるんですよ、これ。ぜひとも、上板町もどちらの方向にされるかもしれませんが、どちらにしても早めに契約をしていただいて、この予算執行をしていただきたい。その思いで、今回、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで2番檜原浩二君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

- 日程第 2 議案第56号 令和6年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 議案第57号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 議案第58号 令和6年度阿波市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第59号 令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第60号 令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第61号 令和6年度阿波市御所財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第62号 令和6年度阿波市水道事業会計決算認定について
- 日程第 9 議案第63号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第64号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第11 議案第65号 令和7年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第66号 令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 13 議案第 67 号 阿波市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 14 議案第 68 号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について

日程第 15 議案第 69 号 土柱休養村センターの設置及び管理に関する条例の廃止について

日程第 16 議案第 70 号 阿波市土柱自然公園及び阿波市休養村ふれあい公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 17 議案第 71 号 阿波市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

日程第 18 議案第 72 号 阿波市公民館条例の一部改正について

日程第 19 議案第 73 号 阿波市教育集会所条例の一部改正について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第 2、議案第 56 号令和 6 年度阿波市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 19、議案第 73 号阿波市教育集会所条例の一部改正についてまでの計 18 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 56 号から議案第 73 号までについては、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会、決算審査特別委員会に付託いたします。

各常任委員会、決算審査特別委員会におかれましては、第 3 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

9 日午前 9 時 30 分から決算審査特別委員会、10 日午前 10 時から総務常任委員会、午後 1 時から議会改革特別委員会、11 日午前 10 時から文教厚生常任委員会、午後 1 時から地域活性化特別委員会、12 日午前 10 時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は、9 月 18 日午前 10 時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 09 分 散会

